



次の費用は無償化の対象ではありません



次の費用は引き続き保護者の負担となります。

- ・給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、延長保育料など

※徴収方法に変更はありません。

※これまで保育料に含まれていた保育所の給食費（副食費）は10月から新たに実費徴収となります。

詳しくは各施設にお問い合わせください。

保育所(園)・認定こども園・幼稚園の副食費を免除または補助します

10月からの保育料の無償化に伴い、給食費（主食費および副食費）が実費徴収となります。ただし、下記対象施設に子どもを通わせる保護者については、所得等に応じて副食費の徴収を免除または補助します。

- ◆対象 年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子ども
※施設により第3子の数え方に違いがあります。
- ◆対象施設 免除：保育所（園）、認定こども園、新制度幼稚園
→申請の必要はありません。
- 補助：新制度未移行幼稚園（上限月額4,500円）
→該当する世帯へ幼稚園を通じてご案内します。



令和元年度クラス別年齢



年齢によるクラス	対 象
0歳児クラス	平成30年4月2日以降の生まれ
1歳児クラス	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ
2歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ
満3歳児クラス	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれのうち、満3歳に達した子どもで幼稚園に就園し、年少クラスと同様のカリキュラムを受け、同額程度の保育料を支払っているクラス
3歳児(年少)クラス	平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ
4歳児(年中)クラス	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
5歳児(年長)クラス	平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ

認可外保育施設などの無償化の対象となる施設・サービスを運営・提供する事業者の方へ

無償化の対象となる認可外保育施設やベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設などは、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たしているかを市が確認するために、市へ届け出をする必要があります。手続きが完了していない場合、利用者は無償化の対象となりません。

また、児童福祉法施行規則の改正（令和元年7月1日施行）により、病院や企業などの事業所内で従業員の子どもの保育する施設は、県へ設置に関する届け出をする必要があります。届け出がお済みでない場合は、9月30日④までに必ず県へ届け出をしてください。



お問い合わせは、子育て支援課（2階） ☎(20)1573、FAX(20)1610、
学校教育課（9階） ☎(20)1558、FAX(20)1607へ。